議会定例会会議録

令和2年12月4日

岩出市議会

議事日程 (第2号)

令和2年12月4日

				14 10. = 1 2=24 2 10
開	議	午前9日	寺30分	
日程第	第 1	諸般の幸	報告	
日程第	第 2	議案第	84号	岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の
				特例措置に関する条例の一部改正について
日程第	第 3	議案第	85号	岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第	第 4	議案第	86号	市税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例
				の一部改正について
日程第	第 5	議案第	87号	岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について
日程第	第 6	議案第	88号	岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正につ
				いて
日程第	第 7	議案第	89号	岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第	第 8	議案第	90号	岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第	第 9	議案第	91号	市営土地改良事業分担金条例の一部改正について
日程第	第 1 0	議案第	92号	岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部
				改正について
日程第	第11	議案第	93号	岩出市道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第	第 1 2	議案第	94号	岩出市河川占用料徴収条例の一部改正について
日程第	第13	議案第	95号	令和2年度岩出市一般会計補正予算(第6号)
日程第	第 1 4	議案第	96号	令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第3
				号)
日程复	第 1 5	議案第	97号	令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程复	第16	議案第	98号	令和 2 年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算(第
				1号)
日程复	第 1 7	議案第	99号	令和2年度岩出市水道事業会計補正予算(第2号)
日程第	第 18	議案第	100号	令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第2号)
日程复	第 1 9	議案第	101号	市道路線の認定について
日程第	第 2 0	議案第	102号	ねごろ歴史の丘(ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物
				販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示
				施設)の指定管理者の指定について
日程第	第 2 1	発議第	4 号	防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社

会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出につい て 開議 (9時30分)

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第84号から議案第102号までの議案19件につきましては、質疑、常任委員会への付託、発議第4号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議1件であります。 受理した請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求 める請願書、請願第2号 高齢者等のインフルエンザ予防接種負担の軽減を求める 請願書及び請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請 願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会へ付託いた します。

以上で、諸般の報告を終わります。



- 日程第 2 議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税 の特例措置に関する条例の一部改正について~
- 日程第20 議案第102号 ねごろ歴史の丘(ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の 丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設) の指定管理者の指定について
- ○田畑議長 日程第2 議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定 資産税の特例措置に関する条例の一部改正の件から日程第20 議案第102号 ねご ろ歴史の丘(ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会 議事堂、根来寺遺跡展示施設)の指定管理者の指定の件までの議案19件を一括議題 といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定-により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。 質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。 質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第85号をお願いします。

- ○増田議員 議長、発言のときにマスクを外させてもらってもよろしいでしょうか。
- ○田畑議長 結構です。
- ○増田議員 皆さん、おはようございます。

通告に従い、質疑をさせていただきます。

まず、議案第85号、この条例については、国保税条例の一部改正でありますが、 条例改正における影響額と対象見込人数はどれぐらいなのかという点、第23条の第 1号から附則第2項までの5つの点でお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 皆さん、おはようございます。

増田議員の質疑にお答えいたします。

税制改正による個人所得課税の見直しにより、特定の収入のみに適用される給与所得控除や公的年金等控除について、どのような所得にでも適用される基礎控除へ10万円が振り替えられます。その際、不利益を生じさせないよう、国民健康保険税の基礎控除額を現行の33万円から43万円に10万円引き上げるため、国民健康保険税額に変更はありません。

ただし、自営業や農業従事者、フリーランスの国保加入者は、給与所得控除10万円の減額が生じず、国民健康保険税の基礎控除額が10万円引き上げられることから、国民健康保険税の軽減適用額は増額となる見込みです。

さて、条例改正における影響額と対象見込人数はについてでありますが、第23条 第1号の規定は、国民健康保険税額の軽減判定所得基準での7割軽減該当者であり、 影響額は109万1,400円、対象見込者数は95人を見込んでおります。

次に、第23条第2号の規定は、国民健康保険税額の軽減判定所得基準での5割軽減該当者であり、影響額は85万9,350円、対象見込者数は74人を見込んでいます。

次に、第23条第3号の規定は、国民健康保険税額の軽減判定所得基準での2割軽減該当者であり、影響額は75万4,800円、対象見込者数は65人を見込んでいます。

これらにより、7割、5割、2割、軽減全体の影響額は270万5,550円、対象見込者数は234人を見込んでおり、国民健康保険税額の減収となります。

なお、第23条の2第1項及び附則第2項の規定は、文言整理による改正や公的年金等控除の改正であり、国民健康保険税額そのものに変更はございません。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(な し)

- ○田畑議長 続きまして、議案第87号の質疑をお願いします。 増田浩二議員。
- ○増田議員 議案第87号、体育館設置及び管理条例の一部改正でありますが、この中で多目的室、この部分の中の条例改正だと思いますが、この料金設定については、 どのような施設使用料というものを参考にして、料金設定を行ってきたのか。他の 自治体なんかの比較なんかもされてきたのかどうかという点、これをお聞きしたい と思います。

2点目には、多目的室の利用について、ただし会議で使用する場合を除くというような規定になっているんですが、会議で使用した場合の使用料金というものは幾らに設定しているんでしょうか。条例に明記する必要があるんじゃないかというふうにも思うんですが、この点もちょっとお聞きしたいと思います。

それと、3点目には、別表で控室を第1会議室、第2会議室、多目的室に改めるというふうに書かれているんですが、市として、第1会議室、第2会議室の場所と、その利用料金ですね、この会議室の利用料金というのは、どのように設定されているんでしょうか。各小ホールの横、大ホールの横というところに会議室が設定されているんですが、ホールの使用料に含まれているのかどうか、この点を確認したいと思います。

以上です。

○田畑議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 議員の皆様、おはようございます。

増田議員のご質疑にお答えします。

ご質疑1点目、料金設定はどのような施設使用料を参考に料金設定を行ったのかについてお答えいたします。

多目的室の料金設定につきましては、総合体育館内の各室、アリーナ、小ホール、格技場の面積と多目的室面積を対比させ、求められた面積比を各室の使用料に乗じ、それぞれ算出した後に平均額を求め、設定を行いました。

続きまして、2点目のその他催しに使用する場合、会議で使用する場合の除くと

あるが、会議で使用した場合の使用料金は幾らに設定しているのか。条例に明記する必要があるのではないかについてお答えいたします。

会議を行う場合の多目的室使用料については、現行条例に記載しているとおりで ございます。

続きまして、3点目の別表で控室を第1会議室、第2会議室、多目的室に改める とありますが、第1会議室、第2会議室の場所と利用料金をどう設定しているのか。 ホール使用料に含まれているのかについてお答えいたします。

まず、現行条例において、控室とあるのは、以前からあります第1会議室、第2会議室のことであり、今回の改正において、名称を明記し、多目的室を追加したものです。それぞれの場所についてですが、第1会議室については1階アリーナの場外南側、第2会議室については2階ロビー奥、多目的室については事務所東側の元のトレーニングルームがあった場所となります。

使用料金については、現行条例と変わりございません。また、ホール使用料に含まれるものではございません。

- ○田畑議長 再質疑ありませんか。増田浩二議員。
- ○増田議員 使用料については、場所の広さ等について勘案して計算したんだということを言われました。それで少し思うんですが、第1会議室と第2会議室、これは会議室として現実にあるんですが、その2つの会議室と比べて、今回の多目的を会議で使用した場合、これ広さ的には、この多目的室のほうがはるかに広いんではないかなというふうに思うんですが、その辺のところは、市として、これだけちょっと広いんだけども、本来やったらもうちょっと料金も要るんじゃないかなという点なんかも考慮されて、第1・第2会議室と同じような料金設定にしたんかと、こういう認識でいいんでしょうか。この辺だけ、ちょっと広さとの関係でどうなのかなというふうに、ちょっと思うところがあるので、その辺のところだけお聞きをしたいと思います。
- 〇田畑議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

今回設定しましたトレーニングルームにつきましては、テーブル、椅子は配備してございません。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

- ○増田議員 テーブルと椅子は配置していないということで、要するに、その部分、 配置していないから、その分は料金を安くしたという、そういう認識でいいんでしょうか。
- 〇田畑議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

会議として利用する場合は、広さが違うということで、現行の使用料金では変わりないんですが、用途は様々でございまして、主にスポーツ活動に使っていただけるものと想定してございます。

すみません。会議で使う場合は、今、特に公民館とかで使うテーブル、椅子をご 用意する予定でございます。

- 〇田畑議長 続きまして、議案第95号の質疑をお願いします。 増田浩二議員。
- ○増田議員 議案第95号については、7つの点から見て質疑をしたいと思います。

まず1点目は、寄附金関係においては、660万円の増額ということになっています。寄附金を受けた先というんですか、そういう形の部分では、自治体関係なんかはどのような状況になっているのか、お聞きをしたいと思います。県内、県外と、大きくわたって、関東圏とか中部地方とか、そういう関係の大まかな部分だけで結構ですんで、県内、県外のその辺のとこをお聞かせください。

それと、前年度からの繰越金というのは、ほぼ 5 億円に近いというぐらいの金額となってきています。岩出市として、このような繰越金が 5 億円という状況については、市としてはどのように認識をしているのか、お聞きをしたいと思います。

3点目は、省エネルギーの投資促進に向けた支援等の補助金というものが採択されなかったということが説明されましたが、採択されなかった理由というのは、どういう理由で国のほうから採択されなかったかの理由、これをお聞きしたいと思います。

4点目には、公共施設の整備関係として、総合保健福祉センターという部分が整備予定になっていたんですが、採択されなかった関係なんかもあるとは思うんですが、今回、起債対応としていますが、その理由という点についてもお聞きをしたいと思います。

5点目は、緊急防災・減災事業債という説明の中では、これも採択されなかった

んだということもこれも説明がありましたが、これも不採択の理由と、今回、事業債を緊急防災と減災事業債について、現時点での総額というのは幾らになるのか、 この点をお聞きしたいと思います。

6点目は、地域公共交通感染症対策事業補助金というものが50万円余り出ているんですが、しかし、その一方で、市民のためですね、市民生活に向けての部分の点においては、総務部、生活福祉部、事業部、教育委員会として、この51万円以外には一切コロナ対策の支援策というのが計上されていませんが、予算計上しなかった理由、各部署でなぜ予算計上しなかったのかという、この点についてお聞きをしたいと思います。

最後に、長期債の元金の償還金、繰上償還なんですが、これについては9,500万円計上してきています。その理由について、どういう理由でこういう形を計上するという形になったのか、この点について、7つの点をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員のご質疑の1点目についてお答えいたします。

岩出市へ寄附された方の状況につきましては、11月末現在で106件で、県内では和歌山市から14件、紀の川市と海南市から2件ずつ、橋本市と岩出市から1件ずつの計20件、県外では50市区町から86件の寄附を頂いております。地域別では、北海道・東北地方からは2市で2件、それから関東地方からは27市区町で50件、それから東北・北陸地方からは8市で11件、近畿地方からは16市で34件、中国・四国地方からは2市で9件となっております。九州・沖縄地方からの寄附はございません。以上でございます。

- 〇田畑議長 財務課長。
- ○西浦財務課長 ご質疑の2点目、4点目、5点目、7点目について、お答えいたします。

まず、2点目についての前年度繰越金4億9,397万4,000円については、令和元年度の決算収支であり、平成30年度からの繰越金4億3,892万円を歳入決算額に含めての収支であり、黒字決算ではございますが、財政状況は著しく良好であるとは認識しておりません。なお、単年度収支は5,505万4,821円でございます。

次に、4点目と5点目についてお答えたいします。

総合保健福祉センターの整備に際して、予算計上時点では、経済産業省所管の省 エネルギー投資促進に向けた支援等補助金を活用する予定でございましたが、不採 択となったため、地方債の増額補正を行い、財源振替を行うものです。

なお、令和2年度末における緊急防災・減債地方債の残高は9億223万円となる 見込みとなっております。

次に、7点目についてお答えいたします。

繰上償還9,551万2,000円については、令和元年度決算収支による繰越金が生じたことから、地方財政法第7条第1項の規定により、償還期限を繰り上げて行う地方債の償還を行うものでございます。

- ○田畑議長 子ども・健康課長。
- ○広岡子ども・健康課長 質疑の3番目と5番目の不採択の理由についてお答えします。

省エネルギー投資促進に向けた支援等補助金は、経済産業省が、工場、事業所、 住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費率の改善を 促し、徹底した省エネを推進する目的に交付するものです。

事業採択に当たっては公募を行い、優先順位をつけ、外部団体の審査によって採択されると聞いております。今回、総合保健福祉センターの工事では、想定されるエネルギー削減率が、他の応募者よりも引くかったため、採択されなかったと聞いております。

- 〇田畑議長 総務課長。
- ○木村総務課長 増田議員ご質疑の6点目についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に対する支援策につきましては、これまで各部において必要な事業を実施しております。新型コロナウイルス感染症については、現在、第3波とも言われており、予断を許さない状況であり、今後、国における第3次補正予算等の動向に注視し、必要な支援に取り組んでまいります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 省エネルギー投資促進についての採択されなかった理由という点については、削減率が低かったためということなんですが、岩出市として考えていた削減率というのは、どれぐらいだったんでしょうか。また、削減率がこれぐらいだったら採択されたというような基準があるんであれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、長期債の元金償還金の部分なんですが、先ほどは法律の第何条とかということで言われたんですが、この部分については、繰上償還をどうしてもしなけれ

ばならない、そういう規定があるのかどうか、その点を再度お聞きしたいと思います。法律上、そういう規定があって、どうしても返済しなければいけないのか、それとも市が独自に繰上償還をしようかという形の対応だったのか、この点だけ再度確認をしたいと思います。

それと、6点目の点については、総務課長が一括して答えられたんですが、この点については、市として、今の答弁の中にもありましたが、第3次というコロナの言葉が出ました。これまで、岩出市としては第2次に対応するためという形で、これまでも市としての対応されてきたと思うんですが、そういう部分の中では、もう既に市が認識している部分では、第3次という認識になってきているにもかかわらず、市としての対応というのが、公共交通の感染症対策の補助金だけという部分だけであって、どうして市民に対しての新たな支援策というのを今回の補正予算で組んでこなかったのか。組んでこなかった理由というんは、なぜなのかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

それは、総務部でもそうやし、生活福祉部も事業部も教育委員会としても、なぜ そういう今回の補正の対応になったのかという点、各部ごとにそういう考えという のをお聞かせいただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、岩出市が申請した時点での想定の省エネルギー率というのは、15.6%でございました。もともとこの補助金の申請に当たっては、5%以上が対象となることで、うちも公募に出していったのですけども、結果を公表している中では、採用された削減率の平均が21.6%ということでしたので、ちょっと及ばなかったということです。

- 〇田畑議長 財務課長。
- ○西浦財務課長 7点目の再質疑にお答えいたします。

法的な規定は、繰上償還に対してあるのかということなんですけれども、地方財政法第7条第1項によりますと、決算剰余金に関しましては、2分の1を下らない金額は翌々年度までに積立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないというふうにされておりまして、今回の補正予算における基金積立て及び繰上償還の財源としたものでございます。

ですので、またはとございますので、今回、繰上償還したことに関するものに関

しましては、市の将来負担の軽減のために、市のほうで選択したものでございます。 以上です。

- 〇田畑議長 総務課長。
- ○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、市として第3次とおっしゃいましたが、私が第3次と答えさせていただいたのは、国における第3次補正予算等の動向に注視しということで申し上げたもので、また、同じ3という数字を出してきますと、今現在、第3波とも言われているということで、先ほど答弁させていただいたものでございます。

今現在の新型コロナウイルス、これにつきましては先が見えない状況、終わりが 見えていない状況でございまして、これまで市としましては、各部、以前お配りし ています参考資料にありますように、多くの事業を実施しているところであり、今 回の補正としては載せさせていただいていないということでございます。

- ○田畑議長 生活福祉部長。
- ○松尾生活福祉部長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

先ほどの総務課長からの答弁でも述べられていますように、生活福祉部では、これまで新型コロナウイルス感染症対策に必要な事業を実施しており、今後も国の動向などを注視しながら、必要な支援に取り組んでまいります。

ちなみに、これまで19事業を補正しており、生活支援課関係で2事業、地域福祉課関係で4事業、子ども・健康課関係で10事業、保険年金課関係で2事業、生活環境課関係で1事業を実施しており、合計19事業を補正しております。

- 〇田畑議長 事業部長。
- ○田村事業部長 事業部では、現在、プレミアム付商品券を実施中でございますので、 それと道の駅の補助も実施してございますので、今回は上程してございません。
- 〇田畑議長 教育長。
- ○湯川教育長 教育委員会としましては、これまで国の交付金を活用して、感染防止対策ということで、教育総務課では、小中学校への消毒用のアルコール、手洗い用石けんやマスク、ほぼ1年分の消耗品と備品としてサーモグラフィーや扇風機等を購入して、児童生徒の感染対策に活用してございます。緊急事態宣言が発出された期間においては、学力の定着を目的に教材を購入して、全児童生徒に配布してございます。また、就学援助費、この受付期間の延長、事業者に対しては、給食業者への補償費の支援なども行ってございます。

生涯学習課では、公民館、体育館等の生涯学習施設への感染防止物資の配布、災

害時の避難場所となる施設については、換気対策やサーモグラフィー、それからテント等を購入しております。岩出図書館については、感染防止物資のほか、図書の消毒機の設置、また、電子図書館の開設、いろいろと市民サービスの向上に努めてございます。

今後、仮に必要な感染防止物資の購入や支援策等、急がなければならない事案が 発生した場合は、必要なときに補正予算として計上してまいります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

增田浩二議員。

○増田議員 3回目は市長にお伺いをしたいんですが、今、新型コロナが、3月以降、これまでの間、感染の広がりというのが起きてきています。特に北海道、東京、大阪というところなんかで起きてきているわけなんですが、こういった事態を市長としてどのように認識をされて、今回、補正予算を組んできたのか。そして、職員に対しては、市長として、こういった感染対策について、何か施策というものを考えなさいというような指示なんかはされているでしょうか。この点をお聞きをしたいと思うんです。

同時に、現場のほうとして、各部局として、いろいろ市長に対して、こういう施策をやってはどうかというような提言なんかも含めてしたんだけども、それが却下されたというようなことがあるのかどうか、市長の対応の面と、職員の各部局の施策実施への対応面について、どのような見解を持って補正予算を組んできたのかという点、この点を最後にお聞きをしたいと思います。

- ○田畑議長 答弁願います。
 市長。
- ○中芝市長 おはようございます。

増田議員の再々質疑にお答えいたします。

岩出市として、新型コロナ感染広がりに対して、市長としての現状をどう認識しているのか。新型コロナウイルス感染症について、全国的に増加傾向にあり、また、岩出保健所管内における感染も確認されており、第3波の襲来が危惧されております。岩出市においても新型インフルエンザ対策本部を設置し、関係機関と連携の下、情報の共有や対策を協議し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めております。

一昨々日、12月1日、朝礼により、まず市民の安心・安全を守るには、我々職員、 コロナには絶対かからないように、万全の措置をしていこうということでお話をし てございます。 以上です。

- ○田畑議長 続きまして、議案第96号の質疑をお願いします。
- ○増田議員 議長、現場のほうから、市長に対して、そういう働きかけとかというの はなかったんでしょうか。
- 〇田畑議長 教育長。
- ○湯川教育長 コロナ対策につきましては、対策本部会議において、各部局のほうで 現状に合わせた対応策ということで検討してございます。

今の議員のご質疑ですけども、例えばですね、緊急事態宣言の期間に、子供の、 児童生徒の学力定着ということを考えて、1年生から中学校3年生までの教材の購入について市長に提言をいたしました。必要性を認識していただきまして、購入を していただいたと、こういうことでございます。現場のほうからは、そういった必要なものについての声は上げてございます。

- ○田畑議長 副市長。
- ○佐伯副市長 増田議員の再々質疑についてでありますが、職員から上がっていった意見はどんなものであったか、指示はどうしたのかということであります。指示については、先ほど市長が答弁させていただいたとおりでございますが、先ほどの答弁の中でも申し上げたとおり、新型インフルエンザ等対策本部というのを設置しておりますので、そこには各部長等がメンバーとなっております。それぞれの部において対策、どういう対策が必要かということは、各部から上がってきますので、それを本来、予算化していくかどうかというのを議論をしているところであります。

その結果、予算として計上させていただいたものもございますし、国とか県とかのほうからの助成措置、交付金措置もあるものについては、市としてこれが適正であるかどうか、こういうふうなものも総合的に検討するわけでございます。

今回、第3次の対応についてですけども、国では第3波の拡大を受けてということで、経済対策を今盛り込んでいるところであります。そういうふうな国の方策を見ながら、市のほうとしては状況判断し、総合的に今後予算の措置を取っていただかなければならないと考えております。

そしてまた、前回、予備費として1億5,000万計上しておりますので、緊急な事案が発生した場合は、補正予算とか、予備の予算の中から支出ということも考えられると、このように考えております。

〇田畑議長 続きまして、議案第96号の質疑をお願いします。 増田浩二議員。 ○増田議員 96号については、国保会計の補正予算です。

今回、積立金として2,564万4,000円が積み立てられるわけなんですが、基金の総額は幾らになるのかという点と、この基金については、来年度予算において、基金の活用というのは市として考えておられるのかどうか。この点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の質疑にお答えをいたします。

1点目の積立金として2,564万4,000円が積み立てられるが、基金の総額はについでありますが、令和2年11月末現在の残高9,607万6,841円に対して、今回の補正において2,564万4,230円を積立て、6万914円を取り崩しますと、1億2,166万157円となります。

次に、2点目の来年度予算での基金の活用対応はについてですが、現在、本市が 県へ納める国保事業費納付金が未確定であり、金額次第では納付金の支払いに充て る財源に不足が生じる場合も考えられます。今後、納付金の結果を見て、国保税率 の設定を行いますが、基金の取扱い等を含め、国保運営協議会で慎重に審議してま いります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(な し)

- 〇田畑議長 続きまして、議案第97号の質疑をお願いします。 増田浩二議員。
- ○増田議員 97号も介護保険の補正予算なんですが、同じように、基金に積み上げていくというようなものがあります。今回の介護給付費準備基金の総額という点では幾らになるのかという点と、これも先ほどと同じように、介護保険料の値上げですね、これを抑えていくための基金の活用という点については、市としてはどのような対応面として考えておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。
- ○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の介護給付費準備基金の総額は幾らとなるのかにつきましては、11月末時点の残高2億9,969万4,835円に、今回の補正において3,134万2,967円を積み立てますと、3億3,103万7,802円となります。

次に、2点目の介護保険料の値上げを抑えるための基金活用はにつきましては、 現在、介護保険事業計画等策定委員会において、令和3年度から令和5年度までを 計画期間とする第8期介護保険事業計画の策定を進めているところです。計画に基 づき、今後必要とする事業や介護サービス費等の給付費等の見込額から保険料の設 定を行いますが、準備基金の取扱い等を含め、委員会で慎重に審議してまいります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(な し)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いします。

尾和弘一議員。85号をお願いします。

○尾和議員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして、議案85号から行います。

まず第1点でありますが、先ほども国保税の改正についてでありますが、答弁がありましたので、ただ1点だけ、標準世帯で割り出すことができるのかどうかの問題でありますが、これについて幾らぐらいの減額になるのか、この点だけお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをいたします。

質疑の中身のほうが、通告の2点目に当てはまるかと思います。標準世帯について、全体として、その金額は幾らかについてでありますが、国民健康保険制度で、一般的なモデルケースとして使われる40歳以上の夫婦で、子供が2人、所得が200万円、持家で固定資産税が5万円のケースを想定して、世帯主が自営業や農業従事者、またフリーランスによる収入がある場合として計算しますと、年間39万2,800円から、改正後は年間38万円となり、影響額は年間1万2,800円の軽減となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(な し)

- 〇田畑議長 続きまして、議案第86号の質疑をお願いします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 議案第86号について質疑を行います。

今回の改正についてでありますが、まず表題のところで、市税以外の諸収入とい

う形であるんですが、市税以外というのはどういうものを指すのか、お聞きをした いと思います。

それから、割合の変更については、現行と同じかどうかについてです。

それから、徴収猶予基準割合についても同様にお聞きをします。

納期限の延長についてですが、これはどのようになるのか。

それから、ここの中で還付加算金については述べられてないんですけども、還付加算金についてはどのような対応になるのか。

それから、地方税法の改正に伴って、個人市民税の改正については、市としては どのように考えておるのか、この点についてご答弁をお願いします。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、市税以外とは何かについてですが、分担金、使用料、加入金、手数料及びその他の収入金となってございます。

割合の変更は、現行と同じかについてですが、現行の特例基準割合が延滞金特例 基準割合に用語を改訂するものであり、割合の計算については変更ございません。

徴収猶予基準割合、納期限の延長、還付加算金については、この条例において規 定はしてございません。

また、個人市民税の改正はどうかについてですが、本条例は市税以外の諸収入金に対する条例であり、個人市民税については、岩出市税条例に規定されております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市税以外について答弁をいただいたんですが、分担金、使用料、加算金、 手数料、その他収入金に対するものであるということでありますが、今回の割合の 変更については現行どおりだと。

徴収猶予基準については、他の地方自治体で1%を0.6%に改定している自治体があるんですが、岩出市については、それはやらないという理解でよろしいのか。

それから、納期限の延長に関しても、他の自治体で1%を0.5%に引き下げているんですけども、これについても、岩出市についてはどのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、延滞金と併せて、還付する場合の問題があるんですけども、還付加算 金については、今回の改正については含まれないということなのか、再度お聞きを したいと思います。

それから、個人市民税に関して、令和3年1月1日施行として、改正内容として、独り親控除の創設が第18条にうたわれて、地方自治法で改正になっているんですけども、岩出市については、この独り親、シングルマザーについても、控除額については創設しないという考えでよろしいのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず1%が0.5%というご質疑でございますが、今回の本条例に関しましては、 所得税法及び地方税法、この改正により見直すものでございまして、国税及び地方 税の延滞金において、徴収猶予等の割合の見直しが行われたもので、本条例内にお いて徴収猶予の規定がないため、割合の見直しはございません。

また、還付加算金につきまして、地方自治法第231条の3第4項の規定により、 地方税の例によるとされているため、地方税の例により算定されます。

あとは独り親家庭でございます。独り親の分でございますが、本条例は、あくまでも市税以外のものとしてございますので、本条例の改正には含まれておりません。

- ○田畑議長 税務課長。
- ○松本税務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

徴収の猶予等についての改正、それから納期限の延長についての改正、それから 還付加算金についての改正、それから独り親についての改正につきましては、6月 の議会で既に承認いただいておりますので、そちらのほうで承認いただいていると いうことでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

- ○尾和議員 そうしますと、6月にそう承認されているということですが、市民税の非課税の範囲は、独り親の追加のところで、合計所得金額は135万円を超える場合を除くという規定があるんですが、これについても、地方税の改正、令和2年3月31日公布されたものに従って、岩出市もそのように実施をするという理解でよろしいのか、再度確認をさせてください。
- ○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

- ○木村総務課長 尾和議員の再々質疑につきましては、本条例の議案とは関係がございませんので、答弁は差し控えさせていただきます。
- 〇田畑議長 続きまして、議案第88号の質疑をお願いします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 議案88号についてお聞きをしたいと思います。

今回の改正によって、夜間電気料の改正が提案されているんですが、1時間当たり610円とするということでありますが、1時間使用すると何キロワット使用するのか。それを積算して、金額が610円に該当するのか、積算根拠についてお聞きをしたいと思います。

それと併せて、この照明器具についてですが、電力量を下げるという意味でも、現行の投光器についてですが、LED化についてどのように考えを持っておられるのか。現行、LED化になっているのかどうか、それも併せてお聞きをし、LED化した場合、その減額についても検討するということを考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

1時間の使用電力は幾らなのか、何ワットか、照明のLED化はどうか、その際には減額もあるのかにつきまして、一括してお答えいたします。

基本的な電気料金の計算式で試算いたしますと、ナイター設備1基に1,000ワットの電球が8個設置されており、1基のワット数が8,000ワットになります。このワット数で照明器具1基当たりの時間料金を計算しますと、基本料金部分で約460円、従量料金部分では約110円、ワット掛ける時間掛ける基本単価の合計で570円となります。

今回の改正の趣旨は、テニスコート及びナイター設備について、短い時間での貸出しを希望する声が多いことから、1時間単位での貸出し料金を設定したもので、ナイター設備の積算根拠については、改正前の3時間、1,380円としておりましたので、1時間当たりにして610円とするものでございます。

LED化につきましては、現在の機器の有効活用ができなくなれば改修いたしますが、使用料金につきましては照度に係る照明機器の問題、またナイター設備だけの問題ではございませんので、総合的に検討する必要があると考えますので、現段階ではお答えできません。

- ○田畑議長 再質疑ありませんか。尾和議員。
- ○尾和議員 そうしますと、現行の試算でいきますと、1時間当たり570円やけれども、610円、40円、岩出市としては市民負担の実質的な電気料金よりかは40円高く徴収するということが言われておるんですが、これについては、やはり費用対効果の問題でも、実質的な使用料に即した形で積算する必要性があるんじゃないかと。3時間で3分の1で610円だということなんですが、この金額についても再考する必要性があるんじゃないかと思うんですが、それについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、LED化についてですが、国全体としても低炭素時代に向けて、電気使用量を減らしていくということが関連づけて、取組が強化されると思います。若もの広場並びにテニスコートについても、将来的には早期にLED化をして、電気使用量の削減に向けた取組をする必要性が私はあると思うんですが、これらに向けて、岩出市としてはどのような考えを持っておられるのか、再度念を押してお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

先ほどの40円多く取り過ぎているのかということでございますが、照明機器の維持管理料や点検料などの費用を含めるものと考えてございます。

もう1点目のLED化電気使用量を減らすということで、将来的にどう考えているのかということでございます。水銀灯につきましても、12月で製造が中止ということになってございますので、ただ、流通におきましては、まだ大丈夫と考えていますので、総合的に勘案して、最終的にはLED化を目指すということでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○田畑議長 しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時33分)

再開 (10時44分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

- 〇田畑議長 続きまして、議案第91号の質疑をお願いします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 議案91号について質疑を行います。

まず、今回の改正によって、分担金の問題でありますが、現行の分担金は幾らなのか。それから、どのような事業がこれに該当しているのか、お聞きをしたいと思います。

〇田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

現行の分担金は幾らかと、どのような事業があるのかについてですが、分担金は 事業費の20%です。土地改良事業とは、農道整備事業とかんがい排水事業となりま す。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

- ○尾和議員 この分担金についてですが、今までに、延滞金とか徴収できなかったということは過去にあったのか、そういう事例があるのかについてお聞きをしておきたいと思います。
- ○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

今まで延滞金とか発生したことがあるのかということでございますが、今まで延 滞金が発生した実績はございません。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

- 〇田畑議長 続きまして、議案第95号の質疑をお願いします。 尾和議員。
- ○尾和議員 議案第95号について質疑を行います。

今回の補正予算の中で、まず第1点、債務負担行為の補正という形で、システム の導入という債務負担行為が計上されておりますが、このシステムによってどうい う効果があるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、総務寄附金についてですが、これについては、増田議員の質疑で答弁

をされておりますので必要ありません。

それから、放課後等デイサービス、これについてですが、計上されております。 この内訳についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、商工費のふるさと納税に関する返戻品の委託料についてですが、委託件数並びに1件に当たり幾ら委託料として払っているのか。それから、委託先との契約等についてどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、工場設置奨励金についてでありますが、これについては根来に松源の中継地点というか、工場が設置をされましたが、何年間、この奨励金を支払いをするということになっているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

併せて、算出の基準についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、財政調整基金積立金についてですが、これについては先ほど答弁がありましたので、答弁を必要としませんので、よろしくお願いいたします。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員のご質疑1点目について、お答えいたします。

このシステムによる効果はどうかというところなんですけども、公共工事等総合支援システムとは、土木工事など積算するシステムのことであります。このシステムにより発注業務を適正かつ円滑に行うことができております。また、和歌山県や県内市町村で統一したシステムであり、発注業務の公平性を図っております。

- ○田畑議長 地域福祉課長。
- ○長倉地域福祉課長 ご質疑の3点目、放課後等デイサービスの補正額2,486万4,000 円の内訳についてですが、令和2年度上半期の実績に基づき、1人当たり月平均利 用額から1年分の見込額を算定し、不足分を補正するものです。
- ○田畑議長 産業振興課長。
- ○今井産業振興課長 ふるさと納税の委託料につきまして、件数でございますが、令和2年度11月末現在で103件です。それから、委託先につきましては、返戻品事業の委託が、株式会社JTBというところになっています。1件幾らかにつきましては、幾らということではございませんが、納税額に対しての50%、内訳として、商品代金が30%、送料相当が10%、ほか事務手数料10%、合わせて50%が返戻の事業委託料となってございます。

申し訳ございません。工場設置奨励金のほうでございますが、これは交付できる期間は3年間でございます。それから、算出基準につきましては、新設または増設

された工場の製造や加工に関する分です。今回で言いますと、建物及び生産設備に と関する固定資産税相当額が奨励金の対象となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。尾和弘一議員。

○尾和議員 債務負担行為の補正の点でありますが、積算の統一したものになるということですけども、この改正については、国とか地方自治体において統一したものを使われておると思うんですが、改正については、最近いつ改正されたものか、それについてお聞きをしたいと思います。通常なら、改正というものは何年スパンで改正をされているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、このシステムについては公表されているのかどうか、これについても 併せてご答弁ください。

それから、放課後等デイサービスですけども、この積算を1人当たりとして、年間として積算をして、2,400万余りを計上したということですが、放課後等ですから、具体的に支出する先をご答弁をいただきたいと思います。

それから、ふるさと納税の委託料についてですが、今お聞きしますと、JTBですか、インターネット上での窓口ということですけども、岩出産品をそれもJTBを通じて、各岩出の産品者にこれだけふるさと納税ありましたと。ここへ発送してくださいと、そういうようなシステムになっているのか。その際、発送料とか、それも含めて50%を渡しているのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、工場設置の奨励金でありますが、3年間ということで、今計上された 金額は、たしか1,400万円余りですが、これは3年間、奨励金として当事者に交付 するという理解でよろしいのか、再度お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

このシステムの更新の時期ということなんですけども、これは5年に一度更新されております。中身につきましては、公表されておりません。

最近の改正ということですけども、今から5年前、平成28年になります。

- ○田畑議長 地域福祉課長。
- ○長倉地域福祉課長 再質疑についてお答えいたします。

放課後等デイサービスについて、具体的な支出先についてですが、令和2年7月 に利用事業所は、和歌山市、紀の川市、市外の事業所を含め、30事業所にサービス 費用を支払っております。

- ○田畑議長 産業振興課長。
- ○今井産業振興課長 ふるさと納税のほうでございますが、JTBへの業務委託につきましては、そのシステムの中で申込みがあったものを岩出の事業者さんのほうに発注をし、その品物料金と送料を含めてJTBがそちらの業者さんに支払いするということで、発送料も全て含まれております。

それから、工場設置奨励金につきましては、今年度、増額補正上げさせていただきました1,482万4,000円でございますが、以後3年間、毎年、固定資産税の評価額相当額が奨励金となりますので、評価の変動に合わせて、金額は若干変動してくるものでございます。

- ○田畑議長 再々質疑ありませんか。尾和議員。
- ○尾和議員 債務負担行為なんですが、最近の中小企業、零細、土建業並びに入札で、 このシステムの積算でいけば、各地方自治体とも入札が不成立になっている事案が 非常に多いということも言われております。

当市においてもそれに該当すると思うんですが、この積算でやる場合に、どうなのかなという気がするんですけども、そこら辺について、岩出市としてはどのように考えているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、ふるさと納税ですが、そうしますと、岩出市に実質的に収入として入る金額ですね、これは何%になるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 再々質疑にお答えします。

和歌山県内で統一した基準、システムで積算することによりまして、入札の公平 を図ることができると考えております。

和歌山県内の市町村で、和歌山県土木積算システム利用連絡協議会を立ち上げておりまして、和歌山県内で統一した基準、システムで積算することにより、入札の公平性を図ることや、県からの情報提供や支援を受けることができるようになっております。

入札の不成立についてというところでございますが、積算のほうは適切に行って おりますが、実際の入札に当たりまして、請負業者といいますか、入札参加業者の 諸般の事情によるところ、例えば、入札時期であったり、工事場所、現地の状況、 工事の内容等、様々な理由により、不成立が生じることもございます。

- ○田畑議長 産業振興課長。
- ○今井産業振興課長 再々質疑にお答えします。

ふるさと納税の委託費のうち、岩出市に実質何%ぐらいが入るのかということでございますが、返戻品事業の委託につきましては、今回、補正に関わる分のJTBさん、先ほどからもご説明申し上げております、システム利用料とか商品代とか、発送料、それの委託費のほかに、決済システムの利用料というのもかかっています。これは月額幾らの固定経費、年間で5万円ほどでございますが、固定経費でかかっております。

それから、寄附金の決済されるとき、カード決済されましたら、カード決済に関する手数料というのは1%、会社によって違いますが、1%前後かかってくるところでございますので、一概に寄附金の何%が手元に入るという言い方はできませんが、おおむね50%弱という、数%がJTBの委託料のほかにかかってくるというところでございます。

- 〇田畑議長 続きまして、議案第99号の質疑をお願いします。 尾和議員。
- ○尾和議員 99号について質疑を行います。

今回、総合支援システム提供業務ということであるんですが、これによって、岩 出市の水道事業における効率化、効率的な側面、これについてどのように認識をさ れているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○福山上水道工務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

公共工事等総合支援システムでありますが、土木課と同じシステムでありまして、 水道工事の積算を行うことができるシステムであります。効果といたしましては、 このシステムを使用することにより、発注事務等を円滑に行うことができます。ま た、和歌山県が県内市町村で統一したシステムでありまして、発注業務の公平を図 ることができるシステムでございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 このシステムなんですが、今、土木課と水道事業について答弁をいただきました。これを反映して、別々にシステム業務を導入しているのか。土木課と水

道事業と、そのシステムを共有して、経費の削減に結びつける必要性が私はあると 思うんですが、別々にこのシステムの導入しているのか、その点についてお聞きを しておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○福山上水道工務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

このシステムでありますけども、和歌山県内の全市町村で組織しております和歌山県土木積算システム利用連絡協議会において使用することとしておりまして、その金額を各市町村の利用台数で案分しております。

また、岩出市においても、土木課さん、下水道工事、水道工事として、その使用 に伴い案分するものでございます。和歌山県下で共同利用を行うシステムでござい ます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。 尾和議員。

- ○尾和議員 共同で使われるということですけども、土木課の点でも質疑をしたんですが、中小土木業者にとっては、非常に厳しいと、この積算根拠が。そういう不満の声もちらほら聞くんですけども、ここら辺についても手直しというんか、状況について、岩出市はどのように理解をされているのか、お聞きをしておきたいと思います。
- 〇田畑議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○福山上水道工務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。 このシステムは、適正な工事積算ができるシステムと認識しておりまして、積算上は問題ないと考えております。

- 〇田畑議長 続きまして、議案第101号の質疑をお願いします。 尾和議員。
- ○尾和議員 議案第101号についてお聞きをしたいと思います。

説明書の中にゼンリンの地図があったと思うんですが、これを見ますと、これ目次のところであるんですが、船戸の144番の7から144番の1ということで表示をされておるんですが、これだけ見るとどこからどこまでなのかよく分からないんで、幅員及び総延長メートルについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

幅員及び総延長は何メートルかということですけども、幅員につきましては、最大・最小幅員とも6メートルであります。また、総延長は35メートルであります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

- ○尾和議員 この表示でいけば、どこからどこまでかよく分からないんで、起点はどこになるんですかね。これ、畑村さんからですね。船戸の駅の入り口の前なのか。この斜線のところが今回の該当するところですかね。ゴシックの線のところは、今回の議案には入らないということなんでしょうかね。ちょっとその点だけお聞きをしておきます。私、こっちのほうを見とったんで、斜線のところかなと、ちょっと勘違いしていましたけども、それについて確認させてください。
- ○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

今回の3番目の船戸6号線になります。この図面、添付されている図面でいいますと、船戸6号線と書かれているところの上にある斜線部分、そちらが今回の認定 箇所になります。

起点は、この図面上の上にあります丸から下の矢印、終点が下側になります。

- ○尾和議員 ややこしいな、これ。こうされるとややこしいんで、ちょっと改めてい ただけませんか。
- ○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

- 〇田畑議長 続きまして、議案第102号の質疑をお願いします。 尾和議員。
- ○尾和議員 議案第102号についてお聞きをしたいと思います。

今回の指定管理者についてですが、公募件数については何件あったのか。

それから、評価委員会の評価については、どういう評価をされたのか。

それから、過去の経営実態についてどうなのか。収支報告を併せてお聞きをして おきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 ねごろ歴史の丘の指定管理について、質疑にお答えいたします。 まず公募件数でございますが、ねごろ歴史の丘指定管理、公募いたしまして、応 募の件数は1件でございます。

過去の経営実態でございますが、ねごろ歴史の丘管理協会は、平成30年10月から 指定管理者となりまして、自主事業として、ねごろ歴史の丘音楽祭や「紀州の地酒 ×JAΖΖ」などの各種イベントの開催など、多角的に自主事業に取り組んでおり、 民間の柔軟な発想を取り入れながら、本市の観光振興に努めております。

また、施設管理についても適正に管理を行っており、利用者からも好評を得ております。

収支につきましても、問題なく健全な実績となっております。

- 〇田畑議長 財務課長。
- ○西浦財務課長 議員ご質疑 2 点目の選定委員会の評価はどうかについて、お答えい たします。

選定委員会では委員5名により審査を行いまして、その平均により評価をいたしました。200点を満点とし、158点を獲得し、総合評価で了となり、指定管理者として適正という結果になっております。

- ○田畑議長 再質疑ありませんか。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 今回の指定管理者の部類の中に、新しく遺跡の部分も入ったところで契 約をされているのか。それは別途、この契約の中に含まれないのか、お聞きをした いと思います。

それと併せて、あそこに来られる方が、最近増えてきているというような感じもするんですが、大型トラックとか大型バス、これが止まっておって、夜間にあそこを駐車場代わりに使っているような方がおられるんではないかなという気もするんですけども、駐車場が非常に狭くなっているというのが実態だろうと思うんですが、これについて市としてどのようなお考えを持っておるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再質疑にお答えいたします。

指定管理の対象といたしましては、今回から根来寺遺跡展示施設が新たに加わっております。

駐車場についてでございますが、トラックやバスが止まっておるということでございますが、ねごろ歴史の丘は道の駅を指定を受けておりますので、トラック、バスが止まって休憩していただくというのは、道の駅の利用としては正しい利用方法かと思っています。

駐車場が狭くってということでございますが、一時期、お花見の時期でありますとか、行楽シーズンには混雑するようなこともあるかと思いますが、そういった場合には警備員を立てて、駐車場の誘導整理に当たっておるところでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

- ○尾和議員 道の駅ですから、トラックも止めることは、これは可能やと思うんですが、聞くところによると、あそこを夜間の駐車場にして、大型トラックを置いて、それから出入りするという方がおられるということをちらっと聞いたんで、そういうものについては、やっぱりある程度、警鐘していくという側面も必要ではないかなと思うんですけども。駐車場として、使たら駄目よということじゃないんですが、そういう点も見受けられますので、これについては市のほうでも目配りをしていただきたいということを重ねて求めて、答弁をいただきたいと思います。
- ○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再々質疑にお答えいたします。

夜間の駐車につきましては、夜間のトラックの駐車というのは見受けるところがございます。ただ、議員のご指摘あったような、常態的に駐車場代わりにしているという利用はないと認識しております。といいますのが、夜間において、指定管理者のほうから委託した警備会社が、必ず深夜に1回巡回をしておりまして、そのような繰り返し不正利用するトラックがあれば、ナンバー何なりすぐ上がってきて、対応できるような体制を取っております。

ケースといたしまして、長距離便のトラックなど、荷受先の荷下ろし時間の指定がございますので、深夜到着して、朝まで仮眠を取る。それがルート便であったら、毎週金曜日にそういうことが起こるとか、そういう使い方というのはあるかもしれませんが、車庫代わりに使っているという事例は、現在報告ではございません。

また、今後そんなことのないように指定管理者と連携して、注視してまいりたい と思います。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第84号から議案第102号までの議案19件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第102号までの議案19件は、 お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第21 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた 社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出について

〇田畑議長 日程第21 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

福山晴美副議長、演壇でお願いします。

○福山副議長 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社 会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出について

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

近年、河川堤防の決壊や越水による大洪水など、台風の大型化や集中豪雨等がもたらす激甚的な自然災害が全国各地で頻発しています。

本市では、こうした自然災害はもとより、地震などから住民の生命を守るため、 防災・減災対策の推進は喫緊の課題であります。

このような状況の中、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が最終年度を迎えますが、防災・減災、国土強靱化の取組を推進するための新たな措置と必要な予算の確保に加えて、国土強靱化の支障となっている老朽化の進む社会資本の整備を着実に推進するための公共事業予算を確保されるよう、また、地域経済に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症については、公共事業の推進が経済対策として期待されているところでありますが、地域経済復興を図るための予算措置を行うに当たっては、臨時交付金による地方負担軽減策を併せて講じられるよう意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同のほどをお願いしまして、説明といたします。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。 お諮りいたします。 次の会議を12月14日月曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月14日月曜、午前9時30分から開くことに決しました。本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 (11時21分)